

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社の親会社であるC会社（以下「親会社」という。）が運営するD薬局及びE薬局において受付業務のサポートや処方箋の入力業務などの事務に従事していた。
- 2 被災者は、憂うつ気分や集中困難などの症状が出現したとして、○年○月○日、F医療機関に受診し「うつ病」と診断され、通院加療を受けていたが、○年○月○日、自宅で死亡しているところを発見された。死体検案書には、「直接死因：縊頸」、「死因の種類：自殺」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。
- (2) 本件疾病を含む精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) 請求人は、被災者の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①幹事に任命され社員旅行の準備等の業務に従事したこと、②G、③H及び④Iとの人間関係により強い心理的負荷を生じた旨主張しているので、以下検討する。
- (4) 上記(3)①について、被災者は〇年〇月頃社員旅行の幹事に任命され、その後、準備作業等に従事していたことが認められるところ、請求人は、幹事業務はこれまで経験したことのない業務で、相談さえも十分にできず、支援のない状況下で、実質1人で行わざるを得ず、その心理的負荷は極めて強いものであり、労働時間が1か月45時間を超えることはないとしても、業務の困難性・能力と業務内容のギャップ・責任の変化の程度等に鑑みれば、その心理的負荷は「強」、少なくとも「中」と評価すべきであると主張している。

この点、被災者の評価期間における労働時間については、決定書理由に説示するとおり、審査官が、監督署長の作成した労働時間集計表を一部修正して算定しているところ、当審査会としても当該算定は妥当なものと判断するところであり、それによれば、社員旅行の準備作業が具体的に始まったとされる〇年

○月頃以降については、同月○日から同月○日までの時間外労働時間が16時間32分、同年○月○日から同月○日までの時間外労働時間が28時間48分であって、被災者の労働時間が大幅に増加している事実は認めることはできない。

また、○年○月○日から同月○日にかけての社員旅行の幹事は、同年○月頃に被災者、J及びKの3人が任命されたが、Kが同年○月頃に退職し、Jは同年○月の退職のため社員旅行の前には勤務することがなかったことから、被災者が中心となり準備作業を行っていたものと推認される。しかしながら、少なくとも評価期間内は、被災者とJとで打ち合わせを行っており、幹事経験者の十分なサポートがなかったとしても、過去の社員旅行の資料は自由に閲覧できたことも併せ考察すると、請求人が主張するような極めて強い心理的負荷があったとは認められない。

したがって、上記(3)①の出来事は、当審査会としても、決定書に説示するとおり、認定基準別表1の「具体的出来事」の「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するも、その心理的負荷の総合評価は「弱」にとどまるものと判断する。

(5) 上記(3)②について、請求人は、「社員旅行の準備が始まり、日程調整のことや旅行のビジョンという漠然としたものをGに求められて、非常に苦慮していると自宅で話していた。」、「叱られることもあったようで、次第にGに対して萎縮するようになったと話していた。」と述べている。

この点、Jは、「ビジョンを練ってGに持って行くと言われたりした。」と述べており、被災者が記入した日時業務報告書には、「社員旅行についてGとお話させて頂きました。改めて社員旅行の意義を考えます。」(○年○月○日)、「GとLさんと幹事の話をして頂いて、目的が明確になりました。」(○年○月○日)との記載がみられることからすると、被災者は、社員旅行の準備に関連してGからの要望や指導を受け、その対応に労力を費やしていたものと推認される場所であるが、Gの被災者に対する具体的な言動は不明であって、いじめや嫌がらせに該当するような出来事は認められないことに照らせば、業務上の厳しい指導が行われていたとみるのが妥当である。

したがって、上記(3)②の出来事は、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、認定基準別表1の「具体的出来事」の「上司とのトラブルがあった」

(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当し、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

ところで、被災者は、日常業務においてGと直接的な接点は認められず、Gとの日程調整等も幹事に任命されたことにより社員旅行の準備のために行っていたものであるから、上記(3)②の出来事は、上記(3)①の出来事に関連して生じた出来事と認められるところであり、上記(3)①の出来事後の状況とみなして、その心理的負荷を全体評価しても、上記(4)のとおり労働時間の大きな増加は認められないことなどから、心理的負荷の総合評価は「中」ととどまるものと判断する。

(6) 上記(3)③について、Jは、「Hからは、黙れとどなられたことや根性悪いと言われたことがある。」、「同僚からの評判も悪い。みんな同じ気持ちだと思う。」と述べ、Mは、「Hは好き嫌いが激しい人です。入社してからの○年間は厳しく当たられました。」、「被災者はHがE薬局に降りてこられるとビビっていたことは記憶している。」と述べており、請求人は、被災者がHに対し恐怖心を抱いていたと主張している。

しかしながら、評価期間内において、被災者がHから叱責を受けたり、厳しく指導を受けたとする具体的な出来事は認めることができず、Mが「事務職員に直接Hからの注意がなされないようにしていたつもりですので、被災者がターゲットのようになることはなかったと思います。被災者は、Hが他の人に何か言っているように自分にも言われているように反応していたように思います。」と述べていることからすると、たとえ請求人が主張するように被災者がHに対して恐怖心を抱いていたとしても、被災者は、他の従業員に対するHの言動あるいはHの評判などを見聞きして、恐怖心を抱いていたにすぎないものと推認される。

そうすると、上記(3)③の出来事は、Hと被災者の間に客観的に認識できるようなトラブルが生じていたものとはいえ、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、認定基準別表1の「具体的出来事」の「上司とのトラブルがあった」に該当するとしても、その心理的負荷の総合評価は「弱」ととどまるものと判断する。

(7) 上記(3)④について、Mは、「Iは誰に対しても厳しく、被災者は他の人がIに怒られている姿を見ているだけでビビっていたようです。」と述べ、請求人

は、被災者がIに対し恐怖心を抱いていたと主張している。

この点、被災者が記入した日時業務報告書には、「Iさんに加算についていろいろ教えてもらい、大変勉強になりました。帰って復習してみます。」(〇年〇月〇日)、「午後はIさんに〇〇〇〇のお話をしてもらえたので、自分の弱点や改善点を改めて知って業務に活かしていきたいです。」(〇年〇月〇日との記載がみられることから、被災者は日常業務の中でIから業務上の指導や注意を受けていたものと推認されるが、Mは、「被災者に特に厳しかったかどうかは店舗が違うためはっきりとは分かりません。」と述べ、Jは、自分がIにひどいことを言われたことを申述しているだけであって、Iが被災者に対して厳しい言動をとっていたとの事情は、一件記録によっても確認することができない。

そうすると、たとえ請求人が主張するように被災者がIに対して恐怖心を抱いていたとしても、被災者とIの間に客観的に認識できるようなトラブルが生じていたものとはいえず、当審査会としては、上記(3)④の出来事は、認定基準別表1の「具体的出来事」の「同僚とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとしても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とどまるものと判断する。

(8) 以上のことから、心理的負荷の総合評価が「中」の出来事が1つと「弱」の出来事が3つ認められるところであり、長時間労働は認められないことから、当審査会としては、評価期間における被災者の業務による出来事の心理的負荷の全体評価は「中」と判断する。

したがって、被災者の本件疾病は業務上の事由によるものと認めることはできない。

また、一件記録を精査するも、被災者の本件疾病発病後に認定基準別表1の「特別な出来事」に該当するような業務上の出来事は認められず、被災者の死亡までに本件疾病が業務上の事由により悪化したとも認めることはできないから、被災者の死亡も業務上の事由によるものと認めることはできない。

なお、請求人のその余の主張についても慎重に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。